

入間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 改正要旨

1 条例改正の理由

災害救助法の適用を受ける災害が発生した場合、被災者支援として被害の種類及び程度により、災害援護資金の貸付けを行うこととしています。

これまで、本市における貸付けの実績はありませんが、災害援護資金は、大規模災害発生の度に多くの被災者に利用されています。貸付けを受けた被災者の中には、生活再建が進まず、期限内の償還が困難となる方が多数おり、こうした状況等に鑑み、償還金支払猶予及び償還免除の対象範囲の拡大について必要な措置を講じるため、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び同法施行令（昭和48年政令第374号）が一部改正されたことに伴い、これらの事項について改正するものです。

2 条例改正の内容

施行令に規定されていた支払猶予が法律に規定され、そのために法律に条ずれが発生したため、引用規定を変更し、この条ずれに伴い、償還免除についても引用規定を変更するものです。

また、支払猶予及び償還免除を実施するうえで必要となる場合には、収入又は資産の状況についての報告等を求めることが可能となったため、引用規定を追加するものです。

なお、法律の文言に合わせ、償還金の返済猶予を支払猶予に改めるものです。

【引用規定新旧比較】

	改正後		改正前
支払猶予	法第13条	新設	なし
償還免除	法第14条 第1項	←	法第13条 第1項
報告等	法第16条	新設	なし

*但し、改正前は令10条に規定あり

3 施行日

公布の日